

一般社団法人山形県理学療法士会研修会に関する広報規程

(規定)

第1条 一般社団法人山形県理学療法士会（以下「本会」という）の広報は、この規定に従うものとする。

(目的)

第2条 山形県民に対し、理学療法（士）の活動を啓発すること。

第3条 本会会員の臨床活動・職能活動・研修活動に資する情報を発信すること。

(掲載の対象)

第4条 掲載の対象は、本会に掲載依頼のあった、研修会・セミナー等とする。

(掲載の条件)

第5条 掲載の条件は以下の通りとする。

- (1) 日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会主催の研修会・セミナーであること。
- (2) 本会が協賛または後援している研修会・セミナー等であること。
- (3) 本会、日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会以外の団体が主催する研修会・セミナー等の場合は、下記の条件を満たすこと。
 - 1) 日程が本会主催の研修会等と重なっていないこと。
 - 2) 公益性があり営利目的でないこと。
 - 3) 理学療法の専門的知識および技術向上に関わるものであること。
 - 4) 本会会員または本会所属施設からの依頼であること。
 - 5) 主催者の概要が明らかで、研修会の目的・内容が明確で本会と合致すること。

(判断困難な場合)

第6条 この規定にない事情により判断が困難な場合は、理事会の決定に基づく。

(運用)

第7条 運用は、広報規定の要綱に従う。

(広報に関わる費用)

第8条 広報に関わる費用は徴収しない。

(規程の改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

この規定は、平成26年2月1日より施行する。